

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から46年9月まで
結婚するにあたり、老後のために国民年金に加入した。当初、社会保険事務所で年金記録が無いと言われたが、再度調べてもらったところ年金記録が出てきた。申立期間当時はA市に住んでおり、元の妻が国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、元の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和50年7月ごろに払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、さかのぼって保険料を納付した周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、国民年金の加入手續及び国民年金保険料の納付を行ったとする元の妻においても、申立期間中に保険料を納付した記録は無く、A市に居住していた申立期間当時の事情については不明であると申述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 27 年 4 月 1 日まで
A社における昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 3 月 31 日までの厚生年金保険加入記録はあるが、これは徴兵により退職するまでの期間である。終戦後に再度、同社に勤務したにもかかわらず、申立期間の加入記録が無い。社長から 5 名以上の従業員がいる会社は厚生年金保険に加入しなければならないとの説明を受けたので、当然、厚生年金保険に加入しているものと思っていた。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、申立人が同社に再度入社する前である昭和 20 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては、適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は既に閉鎖しており、事業主も死亡している上、当時の事務担当者等の証言も得ることができないが、同事業所の事業主及び申立人が記憶していた役員に係る厚生年金保険の被保険者記録も申立期間において確認できないことから、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年9月1日まで
尋常高等小学校に在学中、A社への就職が決まり、卒業後の昭和19年4月1日に同級生とともに入社したが、社会保険庁の記録では、同年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることになっている。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和19年4月1日からA社に勤務していたことについて、申立人の記憶する同時期に入社したとする二人の同級生は、死亡又は連絡先不明により、証言を得ることができないものの、申立人と同日に被保険者資格を取得したことが確認できる同年代の元従業員からの、学校を卒業後の同年4月1日から同社に勤務していた旨の証言を踏まえると、申立人についても、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の申立人が記憶している同級生二人のほか、申立人と同年代の従業員約300名の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日の昭和19年9月1日である上、申立人と同年代の者のうち、申立人が入社したとする同年4月1日に被保険者資格を取得した者は確認できないことから、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 17 年 11 月 1 日まで

A社に在籍中の平成3年ごろから、経営不振を理由に基本給 10 万円、他の手当は歩合給に変更し、退職した 17 年 10 月まで歩合給を除く報酬月額 10 万円で算定した厚生年金保険料を給与から控除されていた。会社が保険料額を抑えるため、適正な処理を行わなかったことに関して、社会保険事務所が標準報酬月額を下げるように指導を行っていたことも考えられる。申立期間の標準報酬月額について調査し、会社の支給した他の報酬も含めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していた所得税の確定申告書及び誘客記録によると、申立人は申立期間において、A社から給与として月額 10 万円のほか、営業歩合給がその他の報酬として支給されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は「基本給の 10 万円で算定した保険料を控除されていた」と申述しているところ、確定申告書において確認できる社会保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、給与月額 10 万円の標準報酬月額とほぼ一致することから、事業主は、申立期間において、申立人の給与から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立人は、営業歩合を含めた報酬月額を標準報酬月額とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、事業主が申立人の給与から控除した厚生年金保険料が社会保険事務所で確認できる標準報酬月額に見合うものであるか否かを踏まえ、標準報酬月額の記録訂正に係る要否を判断する機関であり、当時の事業主による標準報酬月額手続の当否を判断することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。